

各都道府県教育委員会教育長 殿  
各指定都市教育委員会教育長

文部科学省初等中等教育局長  
望 月 禎

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令等の施行について（通知）

このたび、別添 1 のとおり、「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 98 号）」が施行されました。

また、別添 2 のとおり、「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令第十二条第二項第二号並びに公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令施行規則第六条第一項及び第二項並びに第七条の規定に基づき、遺族補償年金、障害補償年金、障害補償年金前払一時金及び遺族補償年金前払一時金の額に乗ずる率を定める件（令和 7 年文部科学省告示第 45 号）」が、別添 3 のとおり、「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令第一条の二第一項及び第一条の三第一項の規定に基づき、長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を定める件（令和 7 年文部科学省告示第 46 号）」が、それぞれ施行されました。概要は下記のとおりですので、事務処理に遺漏のないようお願いいたします。

なお、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和 32 年法律第 143 号）による補償を行うべき事例（市町村立の学校における事例も含む。）が生じた場合には、文部科学省への御連絡をお願いいたします。

各都道府県教育委員会におかれては、このことを域内の市町村教育委員会等関係機関に対し御周知くださいますよう併せてお願いいたします。

## 記

### 1 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令について

#### （改正の趣旨）

- ・一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 72 号）により、扶養手当の支給額の改定等が、令和 7 年 4 月 1 日に行われたことに伴うものであること。
- ・人事院規則 16-0（職員の災害補償）に基づき、令和 6 年 4 月 1 日より人事院が定める国家公務員の公務災害補償における介護補償の額が引き上げられたことに伴うものであること。
- ・一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律により、医療職俸給表（一）及び（二）の改定が令和 6 年 4 月 1 日及び令和 7 年 4 月 1 日から適用され

たことに伴うものであること。

(改正の内容)

- ・休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額の扶養親族に係る加算額を改定等すること。(第1条第3項関係)
- ・介護補償の額を引き上げること。(第6条の2第2項関係)
- ・休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額を引き上げること。(別表関係)

2 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の規定に基づき、遺族補償年金等の額に乗ずる率を定める件について

(告示の内容)

令和7年4月1日以降に支給すべき事由が生じた遺族補償一時金及び障害補償年金差額一時金等の額の算定に用いる率を定めたこと。

3 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の規定に基づき、長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を定める件について

(告示の内容)

令和7年4月1日以降における長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を定めたこと。

以上

**【添付資料】**

- 別添1：公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和7年政令第98号）
- 別添2：公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令第十二条第二項第二号並びに公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令施行規則第六条第一項及び第二項並びに第七条の規定に基づき、遺族補償年金、障害補償年金、障害補償年金前払一時金及び遺族補償年金前払一時金の額に乗ずる率を定める件（令和7年文部科学省告示第45号）
- 別添3：公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令第一条の二第一項及び第一条の三第一項の規定に基づき、長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を定める件（令和7年文部科学省告示第46号）

**【本件照会先】**

文部科学省 初等中等教育局  
健康教育・食育課 企画調整係  
TEL：03-5253-4111（内線4950）  
e-mail：kenshoku@mext.go.jp

## 政令第九十八号

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する  
政令

内閣は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年法律第四百十三号）第四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

別表学校医及び学校歯科医の補償基礎額の項中「六、六一八円」を「七、二八五円」に、「八、二八三円」を「八、八五〇円」に、「九、七九五円」を「一〇、二六三円」に、「一〇、九二三円」を「一一、二四八円」に、「一一、七一八円」を「一一、九一八円」に、「一二、四三八円」を「一二、五九〇円」に改め、同表学校薬剤師の補償基礎額の項中「五、五六八円」を「六、一一〇円」に、「六、四七〇円」を「六、九六五円」に、「七、〇三八円」を「七、三八五円」に、「八、〇九三円」を「八、三二〇円」に、「八、九五〇円」を「九、〇六三円」に、「九、三九八円」を「九、五〇八円」に改める。

第二条 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「及び第三号から第六号までのいずれか」を削り、「二百十七円」を「四百三十四円」に、「第二号」を「第二号から第五号までのいずれか」に、「三百三十四円」を「二百十七円」に改め、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同条第四項中「（以下この項において「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

第六条の二第二項第二号中「八万二千二百九十円」を「八万五千四百九十円」に改め、同項第四号中「四万六百元」を「四万二千七百元」に改める。

別表学校医及び学校歯科医の補償基礎額の項中「一〇、二六三元」を「一〇、七六八円」に、「一一、二四八円」を「一一、九六三元」に、「一一、九一八円」を「一二、六二五円」に、「一二、五九〇円」を「一三、〇九八円」に改め、同表学校薬剤師の補償基礎額の項中「六、九六五円」を「七、〇四五円」に、「七、三八五円」を「七、五〇五円」に、「八、三三〇円」を「八、六二三円」に、「九、〇六三元」を「九、二七〇円」に、「九、五〇八円」を「九、六二〇円」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この政令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第一条及び次条の規定は、公布の日から施行する。

### (補償基礎額の改定等に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の別表の規定は、令和六年四月一日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

第三条 第二条の規定による改正後の第一条第三項及び別表の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに施行日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で施行日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

2 施行日から令和八年三月三十一日までの期間に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに施行日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で当該期間について支給すべきものについての第二条の規定による改正後の第一条第三項の規定の適用については、同項中「該当する者」とあるのは「該当する者又は配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）」と、「四百三十四円」とあるのは「三百八十四円」と、「それぞれ」とあるのは「配偶者である扶養親族については百円を、それぞれ」とする。

（介護補償の額の改定に伴う経過措置）

第四条 第二条の規定による改正後の第六条の二第二項の規定は、施行日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、施行日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、なお従前の例による。

## 別添 2

○文部科学省告示第四十五号

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号）第十二条第二項第二号並びに公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令施行規則（昭和六十二年文部省令第一号）第六条第一項及び第二項並びに第七条の規定に基づき、遺族補償年金、障害補償年金、障害補償年金前払一時金及び遺族補償年金前払一時金の額に乗ずる率を次のように定める。

令和七年三月三十一日

文部科学大臣 阿部 俊子

| 平成三年から<br>平成四年三月<br>まで |                      | 平成三年から<br>平成四年三月<br>まで |                      | 期間の区分              |
|------------------------|----------------------|------------------------|----------------------|--------------------|
| 学校薬剤師の<br>率            | 学校医及び<br>歯科医の学<br>校率 | 学校薬剤師の<br>率            | 学校医及び<br>歯科医の学<br>校率 |                    |
| 一・六六                   | 一・四五                 | 一・八七                   | 一・六二                 | 五年未満               |
| 一・六一                   | 一・四六                 | 一・六九                   | 一・五一                 | 五年以上<br>一〇年未<br>満  |
| 一・四〇                   | 一・三五                 | 一・四五                   | 一・四〇                 | 一〇年以<br>上一五年<br>未満 |
| 一・二九                   | 一・二三                 | 一・三四                   | 一・二七                 | 一五年以<br>上二〇年<br>未満 |
| 一・一九                   | 一・一二                 | 一・二三                   | 一・一六                 | 二〇年以<br>上二五年<br>未満 |
| 一・〇九                   | 一・〇五                 | 一・一二                   | 一・〇九                 | 二五年以<br>上          |

| 平成九年四 | 平成八年から四年 |            | 平成七年から四年 |            | 平成六年から四年 |            | 平成五年から四年 |            | 平成四年から四年 |            |
|-------|----------|------------|----------|------------|----------|------------|----------|------------|----------|------------|
|       | 学校薬剤師の率  | 学校医及び歯科医の率 |
|       | 一・三八     | 一・二三       | 一・四二     | 一・二六       | 一・四四     | 一・二八       | 一・四七     | 一・三一       | 一・五四     | 一・三六       |
|       | 一・三三     | 一・一五       | 一・三九     | 一・三〇       | 一・四一     | 一・三二       | 一・四四     | 一・三四       | 一・五〇     | 一・三九       |
|       | 一・二二     | 一・一四       | 一・二四     | 一・二二       | 一・二五     | 一・二四       | 一・二八     | 一・二七       | 一・三二     | 一・三〇       |
|       | 一・一七     | 一・〇七       | 一・一六     | 一・一三       | 一・一八     | 一・一四       | 一・二〇     | 一・一七       | 一・二四     | 一・一九       |
|       | 一・〇八     | 一・〇〇       | 一・〇九     | 一・〇三       | 一・一〇     | 一・〇五       | 一・一二     | 一・〇七       | 一・一五     | 一・〇九       |
|       | 〇・九九     | 〇・九五       | 一・〇〇     | 〇・九八       | 一・〇一     | 〇・九九       | 一・〇三     | 一・〇〇       | 一・〇六     | 一・〇二       |

| 平成十四年<br>四月一日<br>から | 平成十三年<br>四月一日<br>から |                | 平成十二年<br>四月一日<br>から |                | 平成十一年<br>四月一日<br>から |                | 平成十年<br>四月一日<br>から |                | 平成九年<br>四月一日<br>から |                |
|---------------------|---------------------|----------------|---------------------|----------------|---------------------|----------------|--------------------|----------------|--------------------|----------------|
|                     | 学校薬剤師の<br>率         | 学校医及び<br>歯科医の率 | 学校薬剤師の<br>率         | 学校医及び<br>歯科医の率 | 学校薬剤師の<br>率         | 学校医及び<br>歯科医の率 | 学校薬剤師の<br>率        | 学校医及び<br>歯科医の率 | 学校薬剤師の<br>率        | 学校医及び<br>歯科医の率 |
| 一・二〇                | 一・三五                | 一・二〇           | 一・三五                | 一・二〇           | 一・三五                | 一・二〇           | 一・三六               | 一・二一           | 一・三七               | 一・二二           |
| 一・一二                | 一・二九                | 一・一二           | 一・二九                | 一・一二           | 一・二九                | 一・一二           | 一・三〇               | 一・一二           | 一・三一               | 一・一三           |
| 一・一一                | 一・一九                | 一・一一           | 一・一九                | 一・一一           | 一・一九                | 一・一一           | 一・一九               | 一・一一           | 一・二二               | 一・一二           |
| 一・〇四                | 一・一四                | 一・〇四           | 一・一四                | 一・〇四           | 一・一四                | 一・〇四           | 一・一五               | 一・〇四           | 一・一六               | 一・〇五           |
| 〇・九八                | 一・〇五                | 〇・九八           | 一・〇五                | 〇・九八           | 一・〇五                | 〇・九八           | 一・〇六               | 〇・九八           | 一・〇七               | 〇・九九           |
| 〇・九四                | 〇・九七                | 〇・九四           | 〇・九七                | 〇・九四           | 〇・九七                | 〇・九四           | 〇・九七               | 〇・九四           | 〇・九八               | 〇・九四           |

| 平成19年4月31日まで |            | 平成18年4月31日まで |            | 平成17年4月31日まで |            | 平成16年4月31日まで |            | 平成15年4月31日まで |            | 平成14年3月31日まで |
|--------------|------------|--------------|------------|--------------|------------|--------------|------------|--------------|------------|--------------|
| 学校薬剤師の率      | 学校医及び歯科医の率 | 学校薬剤師の率      |
| 一・三七         | 一・二三       | 一・三八         | 一・二四       | 一・三八         | 一・二四       | 一・三八         | 一・二四       | 一・三八         | 一・二三       | 一・三五         |
| 一・三二         | 一・一五       | 一・三三         | 一・一五       | 一・三三         | 一・一五       | 一・三三         | 一・一五       | 一・三一         | 一・一四       | 一・二九         |
| 一・一八         | 一・一五       | 一・一八         | 一・〇九       | 一・一八         | 一・〇九       | 一・一八         | 一・〇九       | 一・一七         | 一・〇八       | 一・一九         |
| 一・一六         | 一・一二       | 一・一六         | 一・〇七       | 一・一八         | 一・〇七       | 一・一八         | 一・〇七       | 一・一六         | 一・〇六       | 一・一四         |
| 一・〇九         | 一・〇九       | 一・〇九         | 一・〇一       | 一・〇九         | 一・〇一       | 一・〇九         | 一・〇一       | 一・〇七         | 一・〇〇       | 一・〇五         |
| 一・〇四         | 一・〇七       | 一・〇〇         | 〇・九七       | 一・〇〇         | 〇・九七       | 一・〇〇         | 〇・九七       | 〇・九九         | 〇・九六       | 〇・九七         |

| 平成四年から十五年<br>二月三日<br>至四月二日 |                 | 平成四年から十四年<br>二月三日<br>至三月十一日 |                 | 平成四年から十三年<br>二月二日<br>至三月十一日 |                 | 平成四年から十二年<br>二月一日<br>至三月十一日 |                 | 平成四年から十一年<br>二月十日<br>至三月三十日 |                 |
|----------------------------|-----------------|-----------------------------|-----------------|-----------------------------|-----------------|-----------------------------|-----------------|-----------------------------|-----------------|
| 学校<br>歯科医<br>及び学<br>生の率    | 学校<br>薬剤師<br>の率 | 学校<br>歯科医<br>及び学<br>生の率     | 学校<br>薬剤師<br>の率 | 学校<br>歯科医<br>及び学<br>生の率     | 学校<br>薬剤師<br>の率 | 学校<br>歯科医<br>及び学<br>生の率     | 学校<br>薬剤師<br>の率 | 学校<br>歯科医<br>及び学<br>生の率     | 学校<br>薬剤師<br>の率 |
| 一・二九                       | 一・三七            | 一・二三                        | 一・三七            | 一・二三                        | 一・三七            | 一・二三                        | 一・三七            | 一・二三                        | 一・二三            |
| 一・二〇                       | 一・三二            | 一・一五                        | 一・三二            | 一・一五                        | 一・三二            | 一・一五                        | 一・三二            | 一・一五                        | 一・一五            |
| 一・二四                       | 一・一八            | 一・一五                        | 一・一八            | 一・一五                        | 一・一八            | 一・一五                        | 一・一八            | 一・一五                        | 一・一五            |
| 一・二四                       | 一・一六            | 一・一二                        | 一・一六            | 一・一二                        | 一・一六            | 一・一二                        | 一・一六            | 一・一二                        | 一・一二            |
| 一・二一                       | 一・〇九            | 一・〇九                        | 一・〇九            | 一・〇九                        | 一・〇九            | 一・〇九                        | 一・〇九            | 一・〇九                        | 一・〇九            |
| 一・一八                       | 一・〇四            | 一・〇七                        | 一・〇四            | 一・〇七                        | 一・〇四            | 一・〇七                        | 一・〇四            | 一・〇七                        | 一・〇七            |

| 平成二十九<br>学校医及び学 | 平平成四成二<br>年四成二<br>月二日八 |            | 平平成四成二<br>年四成二<br>月二日七 |            | 平平成四成二<br>年四成二<br>月二日六 |            | 平平成四成二<br>年四成二<br>月二日五 |            | 三十一日ま   |
|-----------------|------------------------|------------|------------------------|------------|------------------------|------------|------------------------|------------|---------|
|                 | 率学校薬剤師の                | 校学校医及びのび率学 | 率学校薬剤師の                | 校学校医及びのび率学 | 率学校薬剤師の                | 校学校医及びのび率学 | 率学校薬剤師の                | 校学校医及びのび率学 | 率学校薬剤師の |
|                 | 一・一八                   | 一・一九       | 一・一九                   | 一・二〇       | 一・二二                   | 一・二三       | 一・四四                   | 一・二九       | 一・四四    |
|                 | 一・一五                   | 一・二二       | 一・一五                   | 一・一三       | 一・一六                   | 一・一五       | 一・四三                   | 一・二〇       | 一・四三    |
|                 | 一・一〇                   | 一・一三       | 一・一〇                   | 一・一三       | 一・〇九                   | 一・一五       | 一・二八                   | 一・二四       | 一・二八    |
|                 | 一・〇八                   | 一・一一       | 一・〇八                   | 一・一一       | 一・〇七                   | 一・一二       | 一・二六                   | 一・二四       | 一・二六    |
|                 | 一・〇四                   | 一・〇九       | 一・〇四                   | 一・〇九       | 一・〇三                   | 一・〇九       | 一・一九                   | 一・二一       | 一・一九    |
|                 | 一・〇三                   | 一・〇六       | 一・〇三                   | 一・〇六       | 一・〇二                   | 一・〇七       | 一・一三                   | 一・一八       | 一・一三    |

| 令和五年三月<br>令和四年四月<br>令和三年四月 | 令和四年三月<br>令和三年四月 |              | 令和三年三月<br>令和二年四月 |              | 平成十一年三月<br>平成十一年二月 |              | 平成十一年三月<br>平成十一年三月 |              | 平成十一年三月<br>平成十一年三月 |             |
|----------------------------|------------------|--------------|------------------|--------------|--------------------|--------------|--------------------|--------------|--------------------|-------------|
|                            | 学校薬剤師の<br>率      | 学校歯科医及び<br>学 | 学校薬剤師の<br>率      | 学校歯科医及び<br>学 | 学校薬剤師の<br>率        | 学校歯科医及び<br>学 | 学校薬剤師の<br>率        | 学校歯科医及び<br>学 | 学校薬剤師の<br>率        | 学校歯科医の<br>率 |
| 一・一五                       | 一・一六             | 一・一七         | 一・一六             | 一・一七         | 一・一六               | 一・一七         | 一・一七               | 一・一八         | 一・一八               | 一・一八        |
| 一・〇九                       | 一・一三             | 一・一一         | 一・一三             | 一・一一         | 一・一三               | 一・一一         | 一・一四               | 一・一一         | 一・一四               | 一・一二        |
| 一・一二                       | 一・〇九             | 一・一二         | 一・〇九             | 一・一二         | 一・〇九               | 一・一二         | 一・〇九               | 一・一二         | 一・〇九               | 一・一三        |
| 一・一一                       | 一・〇七             | 一・一一         | 一・〇七             | 一・一一         | 一・〇七               | 一・一一         | 一・〇七               | 一・一一         | 一・〇八               | 一・一一        |
| 一・〇八                       | 一・〇四             | 一・〇八         | 一・〇四             | 一・〇八         | 一・〇四               | 一・〇八         | 一・〇四               | 一・〇八         | 一・〇四               | 一・〇九        |
| 一・〇六                       | 一・〇三             | 一・〇六         | 一・〇三             | 一・〇六         | 一・〇三               | 一・〇六         | 一・〇三               | 一・〇六         | 一・〇三               | 一・〇六        |

| 令和六年四月一日から令和七年三月まで | 令和六年四月一日から令和七年三月まで |            | 令和五年四月一日から令和六年三月まで |            | 令和四年四月一日から令和五年三月まで |
|--------------------|--------------------|------------|--------------------|------------|--------------------|
|                    | 学校薬剤師の率            | 学校医及び歯科医の率 | 学校薬剤師の率            | 学校医及び歯科医の率 |                    |
| 一・〇〇               | 一・〇〇               | 一・一〇       | 一・一〇               | 一・一四       |                    |
| 一・〇一               | 一・〇〇               | 一・〇九       | 一・〇七               | 一・一二       |                    |
| 一・〇二               | 一・〇五               | 一・〇七       | 一・一〇               | 一・〇八       |                    |
| 一・〇四               | 一・〇六               | 一・〇七       | 一・一〇               | 一・〇七       |                    |
| 一・〇二               | 一・〇六               | 一・〇四       | 一・〇八               | 一・〇四       |                    |
| 一・〇一               | 一・〇四               | 一・〇二       | 一・〇五               | 一・〇三       |                    |

附 則

この告示は、令和七年四月一日から施行し、同日以後に支給すべき事由が生じた遺族補償一時金又は障害補償年金差額一時金の額の計算における平成二年十月から令和七年三月までの分として支給された遺族補償年金若しくは障害補償年金の額又は平成二年十月一日から令和七年三月三十一日までに支給すべき事由が生じた障害補償年金前払一時金若しくは遺族補償年金前払一時金の額について適用する。

# 別添 3

○文部科学省告示第四十六号

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号）第一条の二第一項及び第一条の三第一項の規定に基づき、長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を次のように定める。

令和七年三月三十一日

文部科学大臣 阿部 俊子

| 年 齢 階 層     | 最 低 限 度 額 | 最 高 限 度 額 |
|-------------|-----------|-----------|
| 二十五歳未満      | 六、一四三円    | 一三、九七五円   |
| 二十五歳以上三十歳未満 | 六、七〇三円    | 一五、二三七円   |
| 三十歳以上三十五歳未満 | 七、〇二三円    | 一八、〇一六円   |
| 三十五歳以上四十歳未満 | 七、三二六円    | 二〇、八六四円   |
| 四十歳以上四十五歳未満 | 七、五七六円    | 二二、五六四円   |
| 四十五歳以上五十歳未満 | 七、七六六円    | 二三、六六六円   |
| 五十歳以上五十五歳未満 | 七、七一一円    | 二五、三五四円   |
| 五十五歳以上六十歳未満 | 七、三四八円    | 二六、一八七円   |
| 六十歳以上六十五歳未満 | 六、一九二円    | 二二、六九四円   |

|             |        |         |
|-------------|--------|---------|
| 六十五歳以上七十歳未満 | 四、二〇〇円 | 一七、四八四円 |
| 七十歳以上       | 四、二〇〇円 | 一三、九七五円 |

附 則

この告示は、令和七年四月一日から施行し、同日以後に支給すべき事由が生じた長期療養者の休業補償及び年金たる補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた年金たる補償で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用する。